

公共施設への給水機設置、賃借及び保守管理等に関する仕様書

1 件 名 「給水機設置によるマイボトルの普及促進事業」における公共施設への給水機設置、賃借及び保守管理等について

2 設置予定施設 令和3年度における設置予定場所並びに設置予定台数は別紙1のとおり
(21箇所、計25台)

※なお、事業期間（3年間）での最終的な設置目標台数は公共施設と民間施設を合わせて300台とする。

3 給水機設置期間 令和3年4月～5月
※市と日程調整の上、上記施設へ順次設置する。

4 給水機賃借及び保守管理期間 給水機設置後～令和6年3月31日

5 給水機の仕様に関する要件

- (1) 脱プラスチックの観点から、水道直結式のものとする。
- (2) 衛生的でマイボトルに給水しやすいものとする。
- (3) コロナウイルス感染症拡大防止のため、抽出口が直接触れられない等の対策を講じること。
(例えば、抽出口を2重構造にすることや、ボトルを直接押し当てて注ぐようなレバー式のものでない機種にする等の対策が考えられる。)

6 給水機及び給水機の設置に必要な物品一式（以下、機器一式）の運搬、搬入、設置、設置、撤去に関する要件

- (1) 給水機を設置する位置について、事前に現地確認を行い、適切な設置場所の検討を行うこと。
- (2) 機器一式の搬入及び給水機の設置に関しては市と綿密な事前打ち合わせを行うこと。
- (3) 機器一式を搬入する場所は市と協議を行って決定すること。
- (4) 給水機の設置に関しては、履行場所にて職員の指示に従うこと。
- (5) 機器に接続する給水管、排水管、電源等は市が指定した場所にある既存設備に接続を行うこと。
- (6) 納品時に発生した不要物は速やかに回収し、納入者側で適法かつ安全に廃棄すること。
- (7) 「賃借期間」、「賃借業者名」及び「故障等トラブル時の連絡先」を賃借借物品に表示すること。
- (8) 賃借期間満了時には、速やかに機器一式の撤去を行い、給水機設置前の状態に復帰させること。
- (9) 上記、(1)から(8)の作業に必要な費用は全て賃借人の負担で行うこと。

7 設置した給水機の保守管理に関する要件

- (1) 賃借期間中、機器が適切に稼働するよう必要な保守点検を半年に一回以上定期的に行うこと。
- (2) 機器の不具合全般に対して、迅速に復旧できる体制を確保すること。
- (3) 機器に不具合が生じた際は、これらを直ちに回復させるよう保守業務を行うこと。

8 その他特記事項

- (1) 給水機の使用による電気代及び水道代は市の負担とする。
- (2) 給水機の設置状況等についての報告書を毎年度市へ提出すること。
- (3) 本業務を行うにあたっては、関係する法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議の上履行すること。

9 支払いについて

履行確認後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

10 所属及び担当

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-2 尼崎市役所 本庁中館9階

TEL : 06-6489-6301 FAX : 06-6489-6300

Email : ama-kankyosozo@city.amagasaki.hyogo.jp

担当 : 上平、小原

以 上